

別表（第4条関係）

認定基準

- (1) 公益的な活動又は社会貢献活動（以下「ボランティア等活動」という。）を主たる目的とする団体（構成員の相互扶助を図り又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）であるか。
- (2) 日高市内に活動の拠点を有し、自主的に組織された団体であるか。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体ではないか。
- (4) 団体の名称、目的、ボランティア等活動に係る事業等が記載された定款、規約、会則等が作成されているか。
- (5) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であるか。
- (6) 市民が自由に構成員となることができる団体であるか。
- (7) 構成員に暴力団員が含まれてはいないか。
- (8) 年間の活動計画が定められているか。
- (9) 会計処理が明確であるか。
- (10) 認定を受けようとする前事業年度において、1事業年度以上継続して活動しているか。（新たに設立した団体にあつては、1事業年度以上継続した活動が見込めるか。）